

下水道工事に使用する埋戻土仕様書

一部改正 平成 29 年 4 月 1 日

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

1 適用範囲

この仕様書は新潟市が発注する下水道工事に使用する埋戻土について適用する。

2 種類

埋戻土の種類は下記のとおりとする。

- (1) 山砂
- (2) 良質土
- (3) 改良土

3 埋戻材料の品質基準

3-1 山砂

山砂の品質は新潟県土木工事標準仕様書の規定によるものとする。

3-2 良質土

良質土とは、特に土質改良を行わなくてもそのまま埋戻材として使用可能な土砂であって、次の規定に適合するものとする。

- (1) 良質土は十分締固ができる含水比の状態であること。
- (2) 良質土には、木片、金属類、布、プラスチック、ゴミ、その他産業廃棄物等の異物及びコンクリート塊、アスファルト塊は含まないこと。
- (3) 良質土の品質管理基準及び試験方法は、表-1のとおりとし、試験結果は材料承諾願いに添付すること。なお、各道路管理者により別途基準がある場合はそれに従うこと。

表-1 良質土の品質管理基準及び試験方法

試験項目	基準値	試験方法	試験頻度
土質区分	砂又は砂質土、礫質土	視照合	同一土質について 1回
最大粒径	40mm以下	土の粒度試験	
75 μ mmふるい 通過質量百分率	25%以下		
設計CBR	8%以上	CBR試験	同一土質について 1回3個
最大乾燥密度 最適含水比		土の突き固め試験	同一土質について 1回

(4) 現場試験は表－2のとおりとし、工事完了後に監督員に提出すること。

表－2 良質土の品質基準及び試験方法（現場試験）

試験項目	基準値	試験方法	試験頻度
締固度	90%以上	現場密度試験	路線番号毎に1箇所又は100mあたりに1箇所とし、試験箇所が多い方を採用する。

3-3 改良土

- (1) 改良土とは原則として新潟市が発注する工事から発生した良質土以外の建設発生土で、土質改良を行うことのできる土砂に石灰系改良材を添加して埋戻可能土としたもので、改良土製造プラント（以下「プラント」という。）で製造されたものを使用することとする。
- (2) 原料土の受入れと改良土の製造は同一プラントとする。
- (3) 改良土を使用する場合は、改良土利用計画書を材料承諾願いに添付すること。
- (4) 計画書には、「プラントの名称」「プラント施設の概要図」「改良土の種類」「改良土の品質及び試験結果」「掘削土量及び改良土量」等を明記すること。
- (5) 工事着手前の改良土の品質及び試験方法は表－3のとおりとする。なお、各道路管理者により別途基準がある場合はそれに従うこと。

表－3 改良土の品質基準及び試験方法（着手前）

試験項目	基準値	試験方法	試験頻度
最大粒径	40mm以下	土の粒度試験	1回／3か月以上
設計CBR	8%以上	CBR試験	
一軸圧縮強度	28日強度（室内） 100～200kPa	一軸圧縮試験	
土質区分判定のための調査試験方法			
コーン指数	締固めた土のコーン指数試験方法		1回／3か月

(6) 現場試験は表－4のとおりとし、工事完了後に監督員に提出すること。

表－4 改良土の品質基準及び試験方法（現場試験）

試験項目	基準値	試験方法	試験頻度
一軸圧縮強度	28日強度（現場） 50～100kPa	一軸圧縮試験	路線番号毎に1箇所又は100mあたりに1箇所とし、試験箇所が多い方を採用する。
締固度	90%以上	現場密度試験	

4 プラントの設備

- (1) プラントは定置式とし、プラント敷地内に配合等の確認や日常管理が行える試験室があること。
- (2) プラントは原料土に対し、添加剤を定率に供給できる装置と解砕機能を備え、原料土と改良材が均一混合できる装置を備えていること。
- (3) 運搬車両のタイヤ等に付着した土砂等を除去できる設備があること。
- (4) 粉塵、騒音等の公害対策や周辺への安全対策が施され、周辺環境に配慮された施設であること。
- (5) 発注者は改良土の品質について必要と認めるときは、必要な試験及び立入検査などを行うことがある。

5 建設発生土情報交換システムの利用

- (1) 財団法人建設情報総合センターの建設発生土情報交換システム（以下「情報交換システム」という。）については発注者が「予定情報登録」、「発注処理」、「完了処理」、「実績入力」を行うので、請負者は「発注後情報」の修正更新を行い、常に確認を行うこと。
- (2) 情報交換システムを利用する場合は監督員と協議のうえ決定する。

6 施工管理基準

- (1) 埋戻は各層20cm毎に均等に転圧し、締固度90%以上となるよう施工すること。
- (2) 埋戻時は必ず排水シドライの状態で行うものとする。
- (3) 土留め材は、埋戻がある程度進展し、周辺地盤の崩壊の恐れがないことを確認してから引抜くものとし、引抜いた跡には埋戻材を突き棒などを用いて十分に充填すること。
- (4) 雨天時の埋戻材の運搬に当っては、シート等で覆い含水量の増加を起こさないようにすること。
- (5) 埋戻材の保管については、降雨や降雪、日光による含水比の変化等による品質低下を防止するため屋根やシート等で覆うこと。
また、風等による飛散防止対策を十分考慮すること。

6 適用基準日

この基準は平成31年4月1日より適用する。